

意見書 (医師記入)

社会福祉法人 愛信会
さちのみ認定子ども園 園長殿

児童名

年 月 日

(病名) (該当疾患に✓をお願いします)

| | |
|--|---------------------------------|
| | 麻しん (はしか) ※ |
| | 風しん |
| | 水痘 (みずぼうそう) |
| | 流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ) |
| | 結核 |
| | 咽頭結膜熱 (プール熱) ※ |
| | 流行性角結膜炎 |
| | 百日咳 |
| | 腸管出血性大腸菌感染症 (O157, O26, O111 等) |
| | 急性出血性結膜炎 |
| | 侵襲性髄膜炎菌感染症 (髄膜炎菌性髄膜炎) |
| | その他 () |

症状も回復し、集団生活に支障がない状態になりました。

年 月 日 () から登園可能と判断します。

年 月 日

医療機関名

医師名

※ 必ずしも治癒の確認は必要ありません。「意見書」は、症状の改善が認められた段階で記入することが可能です。

◎かかりつけ医の皆さま

子ども園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症について意見書のご記入をお願いします。

●保護者の皆さまへ

上記の感染症について、子どもの病状が回復し、かかりつけ医により集団生活に支障がないとほんだんされ、登園を再開する際には、この「意見書」を園に提出してください。

医師が意見書を記入することが考えられる感染症

| 感染症名 | 感染しやすい期間 | 登園のめやす |
|--------------------------|---|--|
| 麻疹（はしか） | 発症1日前から発しん出現後の4日後まで | 解熱後3日を経過していること |
| 風しん | 発しん出現の7日前から7日間後くらい | 発しんが消失していること |
| 水痘（みずぼうそう） | 発しん出現1～2日前から痂皮（かさぶた）形成まで | すべての発しんが痂皮（かさぶた）化していること |
| 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） | 発症3日前から耳下腺腫脹後4日 | 耳下腺，顎下腺，舌下線の腫脹が発現してから5日経過し，かつ全身状態が良好になっていること |
| 結核 | — | 医師により感染の恐れがないと認められていること |
| 咽頭結膜熱（プール熱） 流行性角結膜炎 | 発熱，眼の充血等の症状が出現した数日間 充血，目やに等の症状が出現した数日間 | 発熱，眼の充血等の主な症状が消失した後，2日経過していること 結膜炎の症状が消失していること |
| 百日咳 | 抗菌薬を使用しない場合，咳出現後3週間を経過するまで | 特有の咳が消失していること 又は，適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了していること |
| 腸管出血性大腸菌（O157,O26,O111等） | — | 医師により感染の恐れがないと認められていること （無症状病原菌保有者の場合，トイレでの排泄習慣が確立している5歳以上の小児については出席停止の必要はなく，5歳未満の子どもについては，2回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である） |
| 急性出血性結膜炎 | — | 医師により感染の恐れがないと認められていること |
| 侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎） | — | 医師により感染の恐れがないと認められていること |

※ 感染しやすい期間を明確にできない感染症については（—）としている。